

水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等への対応

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成27年政令第376号）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成29年環境省令第10号。以下「改正政省令」という。）が、平成29年10月1日から全面施行されます。（別添「廃棄物処理法の政省令改正（水銀関係）の概要について」のとおり）

改正政省令においては、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等（以下「水銀産廃等」という。）の取扱いの有無について、産業廃棄物処理業許可及び産業廃棄物処理施設設置許可に係る申請書、許可証等に明記することとなりました。

岡山県では、申請書、許可証等の取扱い等について、次のとおり対応することとします。

1 処理業の許可に係る取扱いについて

(1) 既許可業者の許可について

平成29年10月1日現在で、現に水銀産廃等を取り扱っている処理業の許可を有する者（以下「既許可業者」という。）は、改正後の処理基準等を満たしていれば、当該許可証に「水銀使用製品産業廃棄物（水銀含有ばいじん等）を含む。」との表記がなくても、引き続き、水銀産廃等を取り扱うことができます。（平成29年10月1日以後に水銀産廃等の取扱いを始める場合には、変更許可申請が必要です。）

(2) 既許可業者の更新又は変更許可について

上記(1)を踏まえ、既許可業者の許可証は、原則として、平成29年10月1日以後最初の許可の更新又は変更の申請時に「水銀使用製品産業廃棄物（水銀含有ばいじん等）を含む（除く）。」と記載することとなります。

(3) 既許可業者の許可証の書換えについて

既許可業者が、許可期限の到来又は変更許可を待たずして許可証の書換え（水銀産廃等の取扱いの有無の明記）を希望する場合には、産業廃棄物処理業変更届書を用いて申出を行い、申出内容が適当と認められる場合には、許可証の書換えを行います。

ただし、平成29年9月30日以前に受理した変更届出書については、処理業許可証の「許可の更新又は変更の状況」に記載する履歴の年月日を一律に「平成29年10月1日」とします。

なお、変更届出書による許可証の書換えは、平成29年10月1日以後の最初の更新又は変更許可申請まで受け付けますが、それ以後は、変更許可申請（要手数料）が必要となります。

(4) 新規許可について

平成29年10月1日以後の許可申請時に「水銀使用製品産業廃棄物（水銀含有ばいじん等）を含む（除く）。」を記載することとなります。

※ 省令改正後の各種許可申請書等の様式、記載例、手引きの電子ファイルは、岡山県環境文化部循環型社会推進課HPに掲載しています。

(<http://www.pref.okayama.jp/page/422491.html>)

処理業の許可証の書換えに係る変更届出書の様式等は下記3のとおりです。

2 施設設置の許可に係る取扱いについて

許可申請及び許可証の書換えは、上記1に準じて取り扱います。
(詳細は、各県民局地域政策部環境課へご相談ください。)

3 処理業の許可証の書換えに係る変更届出書の様式及び記載例について

(1) 収集運搬業

ア 様式

「産業廃棄物処理業変更届出書（水銀使用製品産業廃棄物等に係る収集運搬業許可証書換申出用）」による。

イ 記載例

①水銀産廃等の取扱いの有無

様式第11号の「廃止した事業又は変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項を除く。）」欄に水銀産廃等の取扱いの有無を明記してください。

②添付書類

上記①で、水銀産廃等を取扱う（含む）と記載した場合、添付書類様式のうち、次の書類に取り扱う水銀産廃等について記載のうえ添付してください。

【積替え保管なし】

別紙1、別紙2、別紙4、別紙5、別紙6

【積替え保管あり】

別紙1、別紙2、別紙3、別紙4、別紙5、別紙6

(2) 処分業

ア 様式

「産業廃棄物処理業変更届出書（水銀使用製品産業廃棄物等に係る処分業許可証書換申出用）」による。

イ 記載例

①水銀産廃等の取扱いの有無

上記(1)イ①に同じ。

②添付書類

上記(2)イ①で、水銀産廃等を取扱う（含む）と記載した場合、添付書類様式のうち、次の書類に取り扱う水銀産廃等について記載のうえ添付してください。

別紙1、別紙2、別紙3、別紙4、別紙5、別紙6、別紙7

※ 変更届出書の様式、記載例の電子ファイルは、岡山県環境文化部循環型社会推進課HPに掲載しています。 (<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/30/>)

4 処理業の許可証の書換えに係る変更届出書の提出先及び提出方法等

(1) 提出先

現行の許可証の交付を受けた担当部局に変更届出書を提出してください。

担当部局	所在地	電話番号	管轄区域
備前県民局 地域政策部 環境課	〒700-8604 岡山市北区弓之町6-1	086-233-9805	岡山市, 玉野市, 備前市, 瀬戸内市, 赤磐市, 和気町, 吉備中央町
備中県民局 地域政策部 環境課	〒710-8530 倉敷市羽島1083	086-434-7007	倉敷市, 笠岡市, 井原市, 総社市, 高梁市, 新見市, 浅口市, 早島町, 里庄町, 矢掛町
美作県民局 地域政策部 環境課	〒708-8506 津山市山下53	0868-23-1243	津山市, 真庭市, 美作市, 新庄村, 鏡野町, 勝央町, 奈義町, 西粟倉村, 久米南町, 美咲町

(2) 提出方法等

ア 提出方法

可能な限り、御来庁のうえ提出してください。

イ 受付時間

平日の午前8時30分から午前11時30分頃まで、及び午後1時から午後5時頃まで。

ウ 提出部数

提出は、正本1部ですが、副本を作成し各申請者において保存しておくようお願いします。

エ 手数料

不要です。

オ その他

電話等により書換え許可証が作成できた旨を通知します。新しい許可証の交付時に旧許可証を回収するとともに、受領書に受取りに来られた方の署名をいただきます。なお、郵送による書換え許可証の交付を希望される場合は、450円分の切手（簡易書留）を貼り、返送先を記入済の返信用封筒（A4版の書類が入る大きさ）を提出してください。